

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 11 | 松戸市 障害福祉に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| ①事務の名称 | 障害福祉に関する事務 |
|--------|--|
| | <p>1. 事務の目的 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 事務の全体概要 以下に列挙する障害福祉に関する事務につき、申請受理、進達、手帳交付、支給決定、変更決定、更新決定、受給者証発行、相談受付、請求審査並びに金銭支給の各種業務を行う。</p> <p>(1) 障害児に係る給付に関する事務 (2) 身体障害者手帳交付に関する事務 (3) 身体障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所の措置に関する事務 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 (5) 知的障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所の措置に関する事務 (6) 特別児童扶養手当の支給に関する事務 (7) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当に関する事務 (8) 障害者自立支援給付の支給又は地域生活支援事業に関する事務 (9) その他独自利用に関する事務</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 「2. 事務の全体概要」に列挙した事務のうち、特定個人情報を取り扱う事務の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 障害児に係る給付に関する事務 ① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ② 通所給付決定の変更に関する事務 ③ 障害福祉サービスの提供に関する事務 ④ 費用の徴収に関する事務</p> <p>(2) 身体障害者手帳交付に関する事務 ① 身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ② 身体障害者手帳の返還に関する事務 ③ 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④ 氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤ 身体障害者手帳の再交付に関する事務</p> <p>(3) 身体障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所の措置に関する事務 ① 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ② 費用の徴収に関する事務</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>②事務の概要</p> | <p>(4)精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>(5)知的障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所の措置に関する事務 ①障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ②費用の徴収に関する事務</p> <p>(6)特別児童扶養手当の支給に関する事務 ①特別児童扶養手当認定請求書の受理、特別児童扶養手当の認定及び認定結果の通知に関する事務 ②特別児童扶養手当額改定請求書の受理、内容審査及び特別児童扶養手当額改定結果の通知に関する事務 ③特別児童扶養手当所得状況届の受理、内容審査及び審査結果の通知に関する事務 ④氏名、住所、支払方法変更届の受理及び内容確認に関する事務 ⑤特別児童扶養手当証書の交付及び返付に関する事務 ⑥未支払特別児童扶養手当請求書の受理に関する事務 ⑦特別児童扶養手当支払通知書の交付に関する事務 ⑧特別児童扶養手当資格喪失届の受理及び特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付に関する事務</p> <p>(7)障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務 ①障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(8)障害者自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②介護給付費等の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>(9)その他独自利用に関する事務 ①グループホーム等家賃助成金支給に関する事務 ②障害者住宅改修助成金支給に関する事務 ③家具転倒防止器具等支給に関する事務 ④難病者援護金支給に関する事務 ⑤ねたきり身体障害者福祉手当支給に関する事務 ⑥心身障害児福祉手当支給に関する事務 ⑦心身障害者一時介護料助成金等支給に関する事務 ⑧重度心身障害者医療費支給に関する事務 ⑨心身障害者自動車燃料費助成支給に関する事務 ⑩福祉タクシー利用券支給に関する事務 ⑪障害者施設等通所交通費助成に関する事務 ⑫松戸市成年後見人等報酬助成金交付に関する事務 ⑬小児慢性特定疾病児日常生活用具支給に関する事務 ⑭難聴児補聴器購入費助成金支給に関する事務</p> |
| <p>③システムの名称</p> | <p>(1) 保健福祉総合システム(障害福祉) (2) 庁内共通連携基盤システム (3) 中間サーバ (4) 番号管理システム</p> |
| <p>2. 特定個人情報ファイル名</p> | |
| <p>障害福祉台帳ファイル</p> | |

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1. 障害児に係る給付に関する事務
 - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条
2. 身体障害者手帳交付に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の11の項
 - (2) 別表第一省令第11条
3. 身体障害者に係る障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の12の項
 - (2) 別表第一省令第12条
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の14の項
 - (2) 別表第一省令第14条
5. 知的障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所等の措置に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の34の項
 - (2) 別表第一省令第25条
6. 特別児童扶養手当の支給に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の46の項
 - (2) 別表第一省令第37条
7. 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当の支給に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の47の項
 - (2) 別表第一省令第38条
8. 障害者自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
 - (1) 番号法第9条第1項、別表第一の84の項
 - (2) 別表第一省令第60条
9. 独自利用に関する事務
 - (1) 番号法9条第2項
 - (2) 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> <div style="text-align: center;"> [実施する] </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 障害児に係る給付に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、56の2、116の項)</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第30条</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「児童福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの(10、11、12、16の項)</p> <p>② 別表第二省令 第9条、第10条、第12条</p> <p>2. 身体障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所等の措置に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「身体障害者福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの(20の項)</p> <p>② 別表第二省令 第14条</p> <p>3. 知的障害者に係る障害福祉サービス又は施設等への入所の措置に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「知的障害者福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの(53の項)</p> <p>② 別表第二省令 第27条</p> <p>4. 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>① ア 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「都道府県知事等」であって第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」を含む項(26、56の2、87の項)</p> <p>イ 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報かつ特別児童扶養手当等の支給に関する法律に係る特定個人情報を含む項(9、12、15、19、110、119の項)</p> <p>② 別表第二省令 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「都道府県知事等」であって第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」又は「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一号」を含む項のうち本事務に該当するもの(67、68、69、85の項)</p> <p>② 別表第二省令 第38条、第38条の2</p> <p>5. 特別児童扶養手当に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第三欄に記載に関わらず(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条により、事務の一部を市町村長が行うことができる)第四欄に「特別児童扶養手当関係情報」その他本情報に該当するものを含む項(9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、119の項)</p> <p>② 別表第二省令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2、第59条の3</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄に記載に関わらず(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条により、事務の一部を市町村長が行うことができる)第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を含む項のうち本事務に該当するもの(66の項)</p> <p>② 別表第二省令 第37条</p> <p>6. 障害者自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」を含む項(16、26、56の2、57、87、116の項)</p> <p>② 別表第二省令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を含む項のうち本事務に該当するもの(108、109、110の項)</p> <p>② 別表第二省令 第55条</p> <p>7. 独自利用に関する事務</p> <p>(1) 情報提供の根拠</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>(2) 情報照会の根拠</p> <p>① 番号法第19条第8号</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>※①身体障害者手帳の交付に関する事務、②精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 に関しては情報連携を行わない。</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 福祉長寿部 障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障害福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-7107 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 松戸市 福祉長寿部 障害福祉課 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-7348 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和3年7月26日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 「2. 事務の全体概要」に列挙した事務のうち、特定個人情報を取り扱う事務の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(9)その他独自利用に関する事務 ①グループホーム等家賃助成金支給に関する事務 ②障害者住宅改築等資金貸付に関する事務 ③障害者住宅改修助成金支給に関する事務 ④家具転倒防止器具等支給に関する事務 ⑤難病者援護金支給に関する事務 ⑥ねたきり身体障害者福祉手当支給に関する事務 ⑦心身障害児福祉手当支給に関する事務 ⑧心身障害児入学祝金・就職支度金支給に関する事務 ⑨心身障害者一時介護料助成金等支給に関する事務 ⑩精神障害者医療等援護費に関する事務 ⑪重度心身障害者医療費支給に関する事務 ⑫心身障害者自動車燃料費助成支給に関する事務 ⑬福祉タクシー利用券支給に関する事務 ⑭障害者及び付添人交通費支給に関する事務 ⑮松戸市成年後見人等報酬助成金交付に関する事務 ⑯小児慢性特定疾病児日常生活用具支給に関する事務 ⑰難聴児補聴器購入費助成金支給に関する事務</p> | <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 「2. 事務の全体概要」に列挙した事務のうち、特定個人情報を取り扱う事務の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(9)その他独自利用に関する事務 ①グループホーム等家賃助成金支給に関する事務 ②障害者住宅改修助成金支給に関する事務 ③家具転倒防止器具等支給に関する事務 ④難病者援護金支給に関する事務 ⑤ねたきり身体障害者福祉手当支給に関する事務 ⑥心身障害児福祉手当支給に関する事務 ⑦心身障害者一時介護料助成金等支給に関する事務 ⑧重度心身障害者医療費支給に関する事務 ⑨心身障害者自動車燃料費助成支給に関する事務 ⑩福祉タクシー利用券支給に関する事務 ⑪障害者施設等通所交通費助成に関する事務 ⑫松戸市成年後見人等報酬助成金交付に関する事務 ⑬小児慢性特定疾病児日常生活用具支給に関する事務 ⑭難聴児補聴器購入費助成金支給に関する事務</p> | 事後 | 制度変更 |
| 令和3年7月26日 | IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月26日 | IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |